

●介護支援専門員（ケアマネジャー）の仕事

要介護者等の皆様の相談に応じて、ご希望や心身の状況にあった適切なサービスを利用できるよう、介護サービス計画を作成します。居宅サービス事業者、介護保険施設、市町村や主治医等と連絡・調整を行います。

●介護サービス計画（ケアプラン）の作成とサービス利用について

■要介護認定を受ける

要介護認定（1～5）を受けた方は介護サービス・地域密着型サービスを利用できます。

■状態の把握

介護支援専門員（ケアマネジャー）がご自宅を訪問し、本人や家族と面接して、抱えている問題や解決すべき課題を分析します。

■計画原案の作成

介護支援専門員（ケアマネジャー）が在宅サービス事業者に関する情報を提供し、本人や家族に事業者を選んでもらいます。

■介護サービス計画の作成・確定

サービスを受ける利用者の希望や心身の状態をよく考慮して、介護サービスの目標（1人で起き上がれるようになる等）と達成時期、サービスの種類・内容・利用量などを決めます。

■サービス利用開始後の支援

サービスを利用し目標が達成できているか定期的に確認します。必要に応じ、利用しているサービス事業者や主治医と連携を図ります。施設入所を希望する場合も相談に応じます。

詳しくはこちらをクリック→ [仙台市介護保険ホームページ](#)

●ご相談お待ちしております。

- ・介護サービスを利用したい…。
 - ・介護サービスを受けるためにはどうすればいいの？
 - ・利用できる介護サービスを教えて！
- 等々、小さな事でもご相談に乗ります。お気軽にお問合せ下さい。